

指定理由書

神輿 1基

時代	江戸後期 天保12年(1841年)
製作者	河内長左衛門武則(軌)、後藤齋宮眞慶
規模及び形式	宮殿 方1間(柱間2尺、60.3センチメートル) 宝形造 丸柱 出組詰組斗栱 二軒繁垂木
所在地	池子2丁目10番11号
所有者	神明社

神明社はもと池子村星ヶ谷稲荷山に所在し、建久3年(1192年)に源頼朝が創建したと伝えるが詳らかでない。明治6年(1873年)村社に格付され、同10年(1877年)太政官布の合祀令に基づき地区内の小社を合祀、同45年(1912年)須賀神社のあった現在地に遷宮した。祭神は大日靈貴命(天照大神)、素戔鳴命ほか6柱。

神輿は牛頭天王神輿として造立され、天明8年(1788年)6月、池子村領主英勝寺住持が流行煩いで難儀する村民救済のため領民へ下賜したことが『逗子町誌』(逗子町1928)所収の「須賀神社縁起」や神輿心柱墨書銘により判明する。なお、縁起の記録からはその勧請の過程が今にいたる祭礼の始まりとなった経緯を伺うことができる。現在の神輿は天保12年(1841年)6月造立で、鎌倉大工の河内長左衛門武則により製作されたことが内部墨書銘札により確認でき、鎌倉市河内家文書212「三浦池子村神輿用」(型板)とも合致する。

神輿は方4尺(高6寸)の基台部と、基台上に心柱と四本柱を立てた方1間(柱間2尺)の宮殿部からなる。

基台部は箱型形式で、前後の側板に轆を取り付ける穴を2か所ずつ有し、天板周囲の外縁部は各面とも中央間に鳥居を備えた威垣を設ける。台の見え掛かりは黒漆塗を施し、鳥居と威垣は朱漆塗を基本として鳥居の笠木上半を黒漆塗とする。轆の取付穴周囲と前後の側板中央および側板の四隅に飾金具を付し、鳥居と威垣は材端部や中間部に飾金具を備える。

宮殿部は軸組の正面と背面に扉を設け、軸組上に組物と二軒形式の軒を備え、この上に反りむくりを有する宝形造の板屋根を設けて屋根頂に露盤を構え鳳凰を飾り、露盤から四隅に向かって隅棟を延ばしてその先端を蕨手に作る。柱形状と頭貫木鼻・台輪形式・扉形式・組物の肘木形状と詰組の構成、化粧隅木の形状において、禅宗様建築の様式を示す一方、長押の採用と並行軒形式は和様建築の特徴を示しており、近世霊廟建築に多く見られる折衷形式を基本としている。なお、現状は屋根先端を葺き返し板で飾り、蕨手上には鳥形をのせるが、これらは平成2年(1990年)の修理で補足された。

宮殿部の装飾は、彫刻として台輪先端の割り形、頭貫木鼻と組物拳鼻の絵様割り形(渦文)、化粧隅木絵様割り形、小脇板の唐草文透かし彫、棧唐戸の葵文と唐草文の透かし彫、内法上の欄間唐草文透かし彫、腰羽目板の花菱七宝繋ぎ文の地紋彫がある。天保再造時の装飾は大佛工を名乗る後藤齋宮眞慶が担当したことが内部墨書銘札によりわかるが、具体的な担当範囲は不明である。

塗装は柱を梨地仕上げ、内法長押・腰長押・小脇板彫刻と内法上欄間彫刻・棧唐戸見付面・腰羽目板・組物および軒裏甲を金箔（あるいは金泥塗）とし、頭貫・地長押・幣軸・屋根板・露盤は黒漆塗、台輪・幣軸の面取部分・垂木・隅木・化粧裏板・木負・茅負は朱漆塗と使い分ける。

飾金具は、柱・長押・扉・垂木・隅木・木負・茅負・屋根板・隅棟・蕨手に至るまで、組物と頭貫を除きほぼ全面に施している。また、側面胴板前面に線刻を施した金銅金具板を嵌める。

建築の寸法計画は、柱間2尺(603mm)の完数値を想定して9分(約27mm)の枝割(22枝分割)を求め、これを基本として軒と組物を構成する点は寺社建築の正規な手法である。また、心柱と小屋組の構成は小建築でありながらしっかりした構造手法を見せる。すなわち、正統的な大工棟梁家が造営に直接携わったことを、型板の存在及び建築作品そのものから知ることができる。

明治13年(1880年)と明治44年(1911年)に彩色修理が行われたほか、平成2年には木部・塗装・飾金具にいたる全面的修理が行われ、屋根板を化粧合板張りとしたほか、金具も葺き返し板や鳥形を付加するなどしているが、基台部は鳥居の一部以外、宮殿部は屋根板と内部の補強枠および小屋組の繋ぎ材以外は基本的に天保12年の部材と形式を留めており、伝統的木造建築としての文化財的価値を保っている。また、神輿の造営経緯が池子村の疫病対策であり、その神輿奉納が祭礼化した事は、地域の歴史においても重要である。

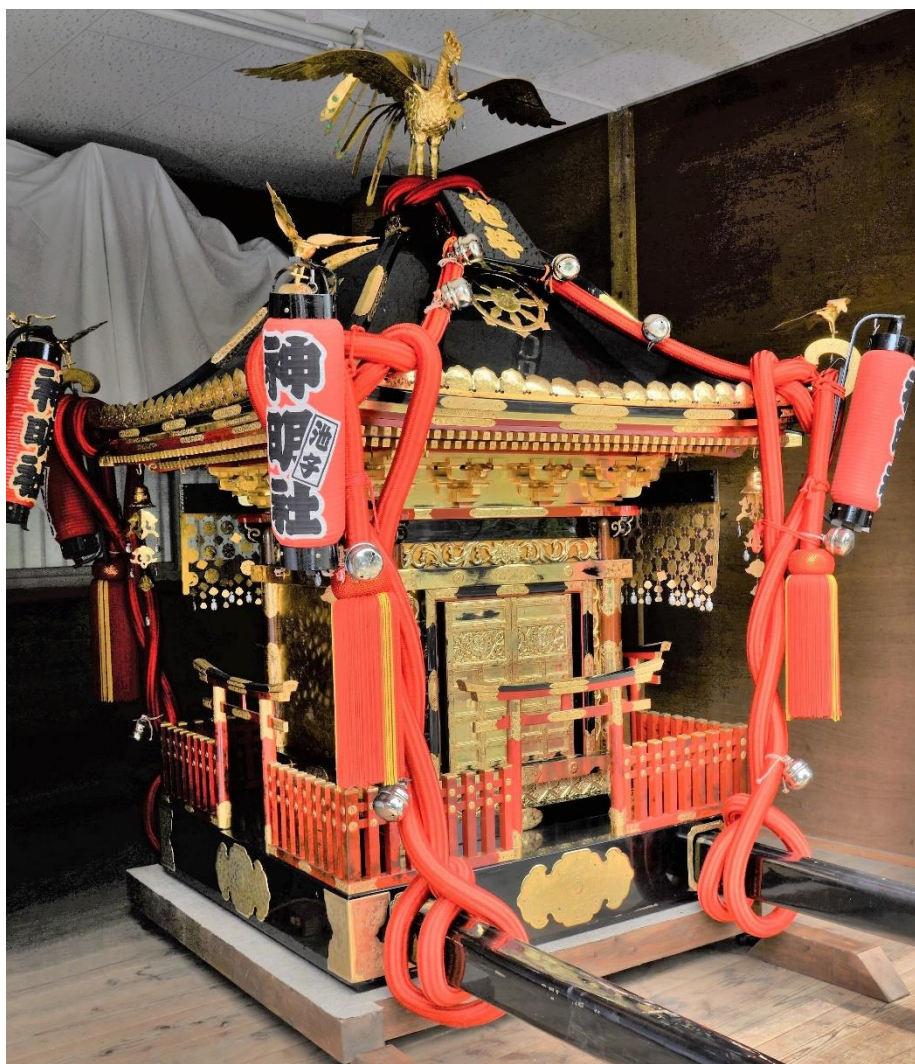


写真1 神輿全景